5・3定 意見書案第10号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について

下水サーベイランス事業の実施を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年10月5日

旭川市議会 議長 福 居 ひでお 様

提出者 旭川市議会議員

駒 木 おさみ

皆川 ゆきたけ

中野 ひろゆき

高 花 えいこ

中村のりゆき

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後,感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり,正確な感染状況が見えづらくなっている現在,今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも,また,新たな感染症に対応するためにも,下水サーベイランス(下水疫学調査)を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要であるが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりの傾向を把握することは困難である。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染拡大の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されている。

よって,政府においては、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省,国土交通省,各地方公共団体が連携して、早急に下水サーベイランス事業を全国展開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会